令　和　４　年　度

大阪市内部統制評価報告書審査意見書

令和５年９月７日

大 阪 市 長　横　山　英　幸　様

　　　　　　　　　　　　　　　大阪市監査委員　　　　森　　　　伊　吹

同　　　　　　　　　　森　　　　恵　一

同　　　　　　　　　　ホンダ　　リ　エ

同　　　　　　　　　　辻󠄀　　　　義　隆

令和４年度大阪市内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第５項の規定により、令和４年度大阪市内部統制評価報告書を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

目　　　次

令和４年度大阪市内部統制評価報告書審査意見

頁

第１　大阪市監査委員監査基準への準拠 １

第２　審査の種類 １

第３　審査の対象 １

第４ 審査の着眼点 １

第５　審査の主な実施内容 １

第６　審査の結果 １

第７　監査委員からの大阪市内部統制制度に対する意見 １

（別　紙）

令和４年度大阪市内部統制評価報告書審査意見

**第１　大阪市監査委員監査基準への準拠**

令和４年度大阪市内部統制評価報告書に対する審査は大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

**第２　審査の種類**

地方自治法第150条第５項に規定された内部統制評価報告書の審査

**第３　審査の対象**

令和４年度大阪市内部統制評価報告書

**第４　審査の着眼点**

監査委員による令和４年度大阪市内部統制評価報告書の審査は、市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検討を行い審査するものである。

**第５　審査の主な実施内容**

令和４年度大阪市内部統制評価報告書について、市長及び内部統制評価部局から報告を受け、「大阪市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年３月総務省）の「Ⅴ　監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

**第６　審査の結果**

令和４年度大阪市内部統制評価報告書について、上記の第１から第５までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

**第７　監査委員からの大阪市内部統制制度に対する意見**

第６「審査の結果」のとおり、大阪市の内部統制制度については、現在構築されている仕組みの中では、概ね適切に整備・運用されている。

一方、制度発足から３年が経過したことから、現在構築されている推進・評価の仕組みや内部統制評価報告書の記載方法など、大阪市の内部統制を進める上で更に有効な手法がないか、総務局で再検討する時期と考える。

今後の方向性として、必要に応じて総務省のガイドラインを幅広く柔軟に適用し、評価対象とする部局を選定した上で、全庁的な内部統制の有効性を評価することや、監査委員監査で指摘した事項や不適切な事態の報告が多い事務を、内部統制のコントロール下におくなど、課題が発覚した事務の内部統制について、より重点的に整備・評価する仕組みにすることが考えられる。

大阪市の内部統制をより有効に機能させるためには、不適切な事態発覚後に原因究明を徹底することに加え、日常的に自己点検する仕組みを強化していくことも重要である。

今後より一層効果的な仕組みを構築するに当たっては、職員が内部統制活動の効果を実感できる仕組みとすることが肝要であり、現在、国で進められている見直しの動きにも留意し、内部統制の手続の効率化を図りながら、制度を柔軟に捉えて充実させることが必要である。